

春日井市介護扶助の要介護認定等に係る情報提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第34条の2に規定する介護扶助に係る要介護認定等の決定過程の透明性を確保し、介護サービス計画の円滑な作成及び適正な利用を促進するため、要介護認定等に係る個人情報(以下「個人情報」という。)の提供(以下「情報提供」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(提供情報)

第2条 この要綱に基づき提供することができる個人情報は、次に掲げるものとする。ただし、次条第4号に掲げる者については、第1号及び第2号の情報に限るものとする。

- (1) 認定調査票(調査実施者が識別される部分を除く。)
- (2) 主治医意見書(主治医意見書を作成した医師が介護サービス計画に利用されることに同意する署名のない主治医意見書及び介護サービス計画の利用以外の目的により情報提供の申出があった主治医意見書については、作成した医師の意見を聴いた上で、情報提供できる部分に限る。)
- (3) 一次判定結果
- (4) 介護認定審査会議事録(情報提供の申出のあった要介護等被保護者(社会福祉事務所長による介護扶助に係る要介護認定等を受けた者をいう。以下同じ。)の審査判定に係る部分に限り、当該要介護等被保護者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている部分を除く。)

(情報提供の申出のできる者)

第3条 情報提供の申出をすることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、第3号及び第4号に掲げる者については、要介護等被保護者の同意がある場合に限ることとする。

- (1) 要介護等被保護者(要介護等被保護者であった者を含む。)
- (2) 要介護等被保護者の成年後見人
- (3) 要介護等被保護者の配偶者、直系血族及び3親等内の親族
- (4) 要介護等被保護者と介護サービスの提供に係る契約を締結している事業者

(情報提供の申出の手続)

第4条 情報提供の申出をしようとする者（以下「申出者」という。）が、第2条第1号及び同条第2号の情報提供の申出をする場合には、介護扶助要介護認定等個人情報提供申出書（第1号様式）を、第2条第3号及び同条第4号の情報提供の申出をする場合には、介護扶助要介護認定等個人情報提供申出書（第2号様式）を社会福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 前項の申出者は、自己が前条各号に規定する者であることを証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 第1項の情報提供の申出は、要介護認定等に係る結果通知を受けた後でなければ行うことができない。

(情報提供の決定等)

第5条 社会福祉事務所長は、前条第1項の申出書の提出があったときは、情報提供の可否について決定し、申出者に対し、介護扶助要介護認定等個人情報提供回答書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の通知は、提供の申出があった日から起算して15日以内に行うものとする。
- 3 社会福祉事務所長は、やむを得ない理由により前項の期間内に第1項の決定ができないときは、申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を介護扶助要介護認定等個人情報提供回答延長通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(情報提供の実施)

第6条 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行うものとする。

- 2 前項に規定する情報提供に係る費用は、無料とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社会福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。